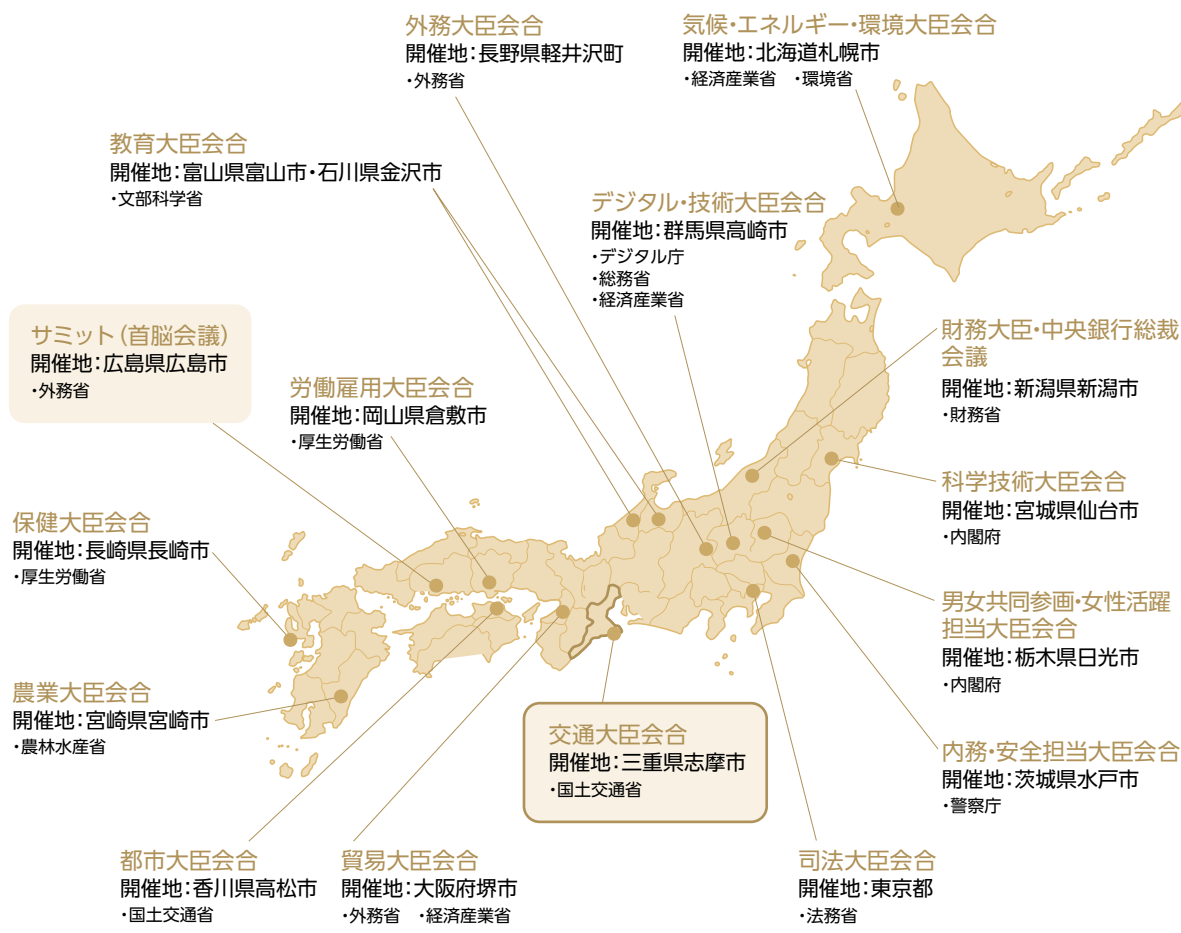


I 2023年G7サミットと関係閣僚会合の開催地

開催日程	会合名	開催地
4月15日(土)～16日(日)	G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合	北海道札幌市
4月16日(日)～18日(火)	G7長野県軽井沢外務大臣会合	長野県軽井沢町
4月22日(土)～23日(日)	G7倉敷労働雇用大臣会合	岡山県倉敷市
4月22日(土)～23日(日)	G7宮崎農業大臣会合	宮崎県宮崎市
4月29日(土・祝)～30日(日)	G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合	群馬県高崎市
5月11日(木)～13日(土)	G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議	新潟県新潟市
5月12日(金)～14日(日)	G7仙台科学技術大臣会合	宮城県仙台市
5月12日(金)～15日(月)	G7富山・金沢教育大臣会合	富山県富山市・石川県金沢市
5月13日(土)～14日(日)	G7長崎保健大臣会合	長崎県長崎市
5月19日(金)～21日(日)	G7サミット(首脳会議)	広島県広島市
6月16日(金)～18日(日)	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合	三重県志摩市
6月24日(土)～25日(日)	G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合	栃木県日光市
7月7日(金)	G7司法大臣会合	東京都
7月7日(金)～9日(日)	G7香川・高松都市大臣会合	香川県高松市
10月28日(土)～29日(日)	G7大阪・堺貿易大臣会合	大阪府堺市
12月8日(金)～10日(日)	G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合	茨城県水戸市



Ⅱ G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会等規約類

1 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約等

(1) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、2023年に本県において開催される主要国首脳会議（サミット）の交通大臣会合（以下「G7交通大臣会合」という。）の成功を期するため、官民一体となった受入れ体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により、本県の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) G7交通大臣会合開催に関する支援、協力及び受入れに向けた準備の推進に関すること
- (2) G7交通大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること
- (3) G7交通大臣会合開催に関する広報・啓発及び三重県の情報発信に関すること
- (4) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成員)

第4条 推進協議会の委員は、別表の構成団体を代表する者とする。

(役員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名
- (3) 副会長 5名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 会長代理は、志摩市長をもって充てる。
- 3 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代理は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。また、推進協議会の主要会務に参画するほか、予算その他必要な実施事業の審議を行う。
- 3 副会長は、会長及び会長代理を補佐し、推進協議会の主要会務に参画するほか、予算その他必要な実施事業の審議を行う。
- 4 監事は、推進協議会の会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、推進協議会を解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員

等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問等)

第9条 推進協議会に顧問及び特別顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 顧問等は、推進協議会の運営に関し、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 顧問等の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 推進協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第11条 総会は、会長、会長代理及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 基本方針に関すること
 - (3) 事業報告及び決算に関すること
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席（オンラインによる出席を含む）がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて、顧問等及び委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、会長代理及び副会長をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が指名する。
- 4 役員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 総会提案事項に関すること
 - (3) 推進協議会の運営に関すること
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められる事項で、緊急に処理を要すること
- 5 役員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。

6 前条第5項及び第6項の規定は、役員会において準用する。

(部会)

第13条 会長は、必要に応じ、推進協議会に部会を置くことができる。

2 部会に関することは、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び役員会（以下「総会等」という。）の権限に属する事項で軽易なもの、又は総会等を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 推進協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 推進協議会の予算は、役員会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計期間)

第18条 推進協議会の会計期間は、予算の成立の日始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

2 推進協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(解散)

第19条 推進協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

2 推進協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年10月20日から施行する。

別表 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会構成団体

(順不同)

選出区分	所属機関・団体名	
産業・経済・金融 (17)	三重県商工会議所連合会	三重県農業協同組合中央会
	三重県商工会連合会	三重県漁業協同組合連合会
	三重県中小企業団体中央会	三重県森林組合連合会
	三重県経営者協会	三重県木材協同組合連合会
	伊勢商工会議所	みえ食の“人財”育成プラットフォーム
	鳥羽商工会議所	一般社団法人 三重県建設業協会
	伊勢小俣町商工会	株式会社百五銀行
	志摩市商工会	株式会社三十三銀行
	南伊勢町商工会	
宿泊・観光 (8)	公益社団法人 三重県観光連盟	一般社団法人 志摩市観光協会
	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	南伊勢町観光協会
	公益社団法人 伊勢市観光協会	協同組合三重県物産振興会
	一般社団法人 鳥羽市観光協会	一般財団法人 伊勢志摩国立公園協会
交通・運輸・物流 (7)	公益社団法人 三重県バス協会	三重交通グループホールディングス株式会社
	一般社団法人 三重県タクシー協会	伊勢鉄道株式会社
	一般社団法人 三重県トラック協会	東海旅客鉄道株式会社 三重支店
	近鉄グループホールディングス株式会社	
国際交流 (1)	公益財団法人 三重県国際交流財団	
医療・衛生 (5)	公益社団法人 三重県医師会	日本赤十字社 三重県支部
	公益社団法人 三重県看護協会	一般社団法人 三重県食品衛生協会
	一般社団法人 三重県病院協会	
県議会 (1)	三重県議会議長	
行政 (7)	伊勢市	三重県市長会
	鳥羽市	三重県町村会
	志摩市	三重県
	南伊勢町	

(2) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会役員

(順不同)

会長：1名、会長代理：1名、副会長：5名、監事：2名 計9名

【会長：1名】(規約第5条関係)

選出区分	所属機関・団体・役職名
行政	三重県知事

【会長代理：1名】(規約第5条関係)

選出区分	所属機関・団体・役職名
行政	志摩市長

【副会長：5名】(規約第5条関係)

選出区分	所属機関・団体・役職名
県議会	三重県議会議長
産業・経済・金融	三重県商工会議所連合会会長
産業・経済・金融	三重県商工会連合会会長
産業・経済・金融	三重県中小企業団体中央会会長
宿泊・観光	公益社団法人 三重県観光連盟会長

【監事：2名】(規約第5条関係)

選出区分	所属機関・団体・役職名
産業・経済・金融	三重県商工会連合会事務局長
行政	三重県会計管理者兼出納局長

(3) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会顧問等

(順不同)

特別顧問：9名、顧問：52名

【特別顧問：9名】(規約第9条関係)

所属機関・団体・役職名
衆議院議員 (三重県選出)
参議院議員 (三重県選出)

【顧問：52名】(規約第9条関係)

所属機関・団体・役職名
三重県議会副議長
三重県議会議員
中日新聞 三重総局
日本放送協会津放送局
株式会社伊勢新聞社
三重テレビ放送株式会社
三重エフエム放送株式会社

2 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局規程等

(1) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、三重県雇用経済部内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、規約第3条に規定する事業に関する事務を処理する。

(組織及び所掌事務)

第4条 事務局にG7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進担当課を設置し、その課内に別表第1に掲げる班を置き、それぞれ同表に掲げる事務を分掌する。

(職員)

第5条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 課長
- (4) 班長
- (5) 班員
- (6) 参与

2 前項の職員は、別表第2に掲げる三重県職員及びG7交通大臣会合推進員等をもって充てる。

3 事務局に出納員を置くこととし、その職務等については別に定める。

4 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めるときは、期限を定めて臨時に職員を任用することができる。この場合の任用手続き及び期間は、三重県の例による。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。また、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

3 課長は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。また、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 班員は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

6 参与は、事務局内の人事、予算経理、議会・報道対応等、総務に関する事務について、事務局の求めに応じ助言を行う。

第3章 事務処理

(専決)

第7条 事務局長、事務局次長及び課長は、別表第3に掲げる事項をそれぞれ専決することができる。

2 前項の定めがない場合であっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める者がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について事務局長の指示を受けたもの又は緊急を要するものについては、この限りでない。

3 第1項の規定により代決した者は、当該代決した事項のうち、必要と認めるものについて速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第4章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第9条 施行する文書には、「G交」の記号及び会計年度の通ずる一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(保存)

第10条 処理済みの文書は、編さんし、事務局長が指示する期間保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第11条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、三重県の例による。

第5章 公印

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の種類は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長の指定する職員が管理する。

(公印の取扱い)

第13条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、三重県の例による。

第6章 服務及び旅費

(服務)

第14条 事務局職員の服務については、三重県職員の例による。

(旅費)

第15条 旅費の額及びその支給方法については、三重県職員の例による。

2 総会、役員会及び部会の開催にあたって旅行したときは、別表第6に掲げる者に対し、その旅費について費用弁償することができる。

第7章 財務

第16条 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）の財務及び会計については、別に定める。

第8章 補則

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

班名	分掌事務
企画・開催支援班	(1) 事務局の庶務に関すること (2) 事務局の予算編成・執行管理、経理・審査、出納及び決算に関すること (3) 寄附金の募集及び申込受理に関すること (4) 記念誌の作成に関すること (5) 現地事務所設置に係る調整に関すること (6) 推進本部及び同幹事会の開催に関すること (7) 推進協議会の総会、役員会に関すること (8) 報道機関との連絡調整に関すること (9) 諸規定の制定及び改廃に関すること (10) 事務局職員の人事に関すること (11) 国土交通省及び関係省庁との折衝、連絡調整に関すること (12) 市町との連絡調整に関すること (13) 県警本部及び消防との連絡調整に関すること (14) 会議場等施設との連絡調整に関すること (15) 会合関係者の宿泊・輸送に関すること (16) 医療衛生及び感染症対策に関すること (17) 各種インフラ整備に関すること (18) エクスカーション等社交行事に関すること (19) 地元主催歓迎レセプションの開催に関すること (20) 各国閣僚への贈呈品等に関すること (21) 各国代表団及びプレスへの食事等の提供に関すること (22) ボランティアスタッフの募集・研修に関すること (23) 地域住民説明会に関すること (24) その他、事業推進班の事務に属さないこと
事業推進班	(1) 会合関連事業における各部局、市町及び関係機関・団体等との連携に関すること (2) 民間企業等からの協賛及び応援事業に関すること (3) 会合開催に向けた広報・啓発に関すること (4) 会合開催に向けた気運の醸成に関すること (5) 会合開催を契機とした三重県の情報発信に関すること (6) 地域の環境美化に関すること (7) プレスツアーの実施に関すること

別表第2（第5条関係）

事務局職名	三重県職員等としての職名
事務局長	雇用経済部長
事務局次長	雇用経済部次長兼G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監
課長	雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム担当課長
班長	雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム班長
班員	雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム主幹、係長、主査、主任、主事、技師、G7交通大臣会合推進員
参与	雇用経済部副部長、雇用経済総務課長、雇用経済総務課企画調整班長、総務班長、予算経理班長

別表第3（第7条関係）

事務局職名	専決事項
事務局長	(1) 事業計画に基づく各種事項の実施方針に関すること (2) 事務局の組織及び運営に関すること (3) 事務局の予算編成及び決算に関すること (4) 各種規程の制定及び改廃に関すること (5) 事務局次長の服務に関すること (6) 事務局次長の旅行命令並びに復命の受理に関すること (7) 総会、役員会の開催及び運営に関すること (8) 会長名をもってする比較的重要な事項に関すること
事務局次長	(1) 事業計画に基づく各種事項の実施に関すること (2) 課長の服務に関すること (3) 課長の旅行命令並びに復命の受理に関すること (4) 部会の開催及び運営に関すること (5) 寄附金及び協賛に関すること (6) 刊行物の発行に関すること (7) 会長名をもってする軽易又は定例に属する通知、照会、回答及び届出等に関すること
課長	(1) 所属職員の服務に関すること (2) 所属職員の旅行命令並びに復命の受理に関すること (3) 所属職員の事務分掌に関すること (4) 臨時職員の任用に関すること (5) 事務局長名をもってする簡易又は定例に属する通知、照会、回答及び届出等に関すること

別表第4（第8条関係）

決裁権者	代決者
会長	事務局長
事務局長	事務局次長
事務局次長	課長
課長	班長

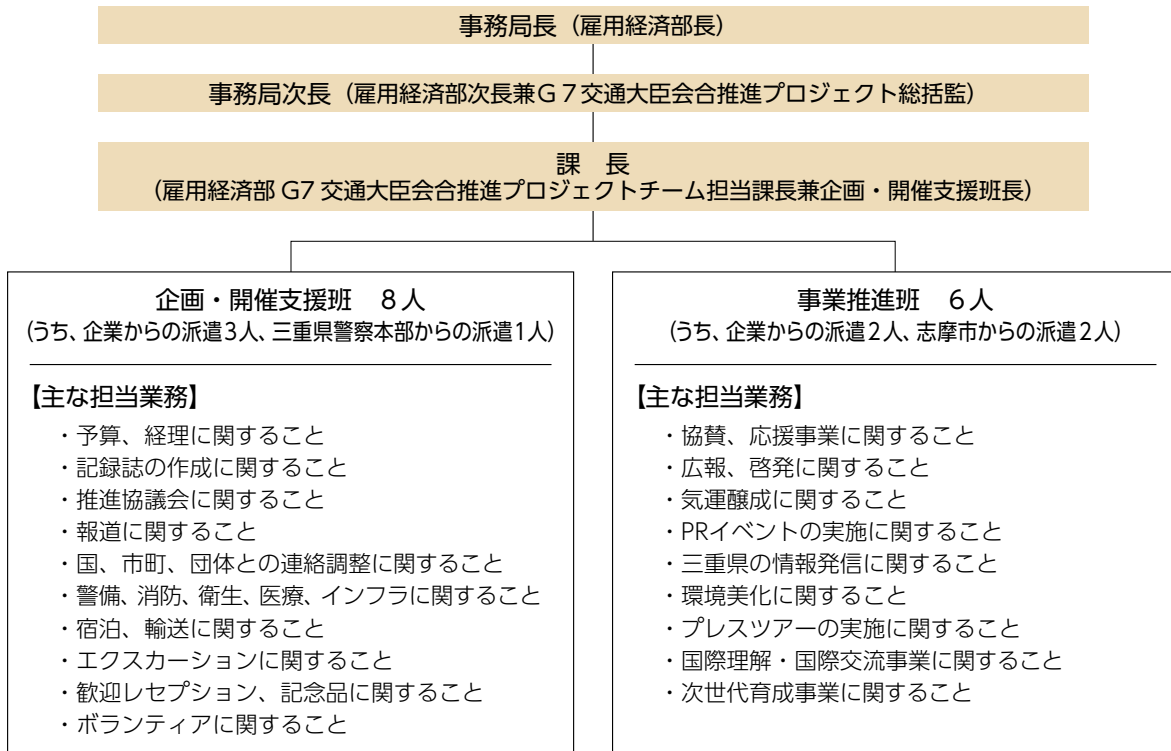
別表第5（第12条関係）

種類	印材	形状	寸法	書体
G7三重・伊勢志摩 交通大臣会合 推進協議会会長印	つげ	正方形	一辺27mm	てん書
G7三重・伊勢志摩 交通大臣会合 推進協議会事務局長印	つげ	正方形	一辺24mm	てん書

別表第6（第15条関係）

支給対象
1 推進協議会の役員、委員、顧問、特別顧問並びに部会会員 ただし、下記の職として旅行した場合は除く。 ・国会議員 ・県議会議員 ・市町議会議員 ・市町長 ・国家公務員 ・地方公務員
2 その他、会長が必要と認めた者

(2) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局体制



(単位：人)

推進協議会事務局職員 課長級以下職員数の変遷		2022(令和4)年度					2023(令和5)年度
		10月20日	11月1日	11月21日	12月1日	2月20日	4月1日
県	専任	4	5	5	4*	5	7
	兼務(交通政策課)	9	9	9	9	9	7
企業			4	5	5	5	5
志摩市		1	2	2	2	2	2
三重県警察本部			1	1	1	1	1
計	専任	5	12	13	12	13	15
	兼務	9	9	9	9	9	7

【推進協議会事務局への職員派遣を行った企業（五十音順で記載）】

イオンリテール株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、株式会社三十三銀行、株式会社百五銀行、三重交通グループホールディングス株式会社

【国への派遣】

- ・ 2022(令和4)年12月1日から、県職員1人を国土交通省へ派遣※
- ・ 2023(令和5)年3月1日から、県職員1人を国土交通省へ派遣

(単位：人)

会合期間中の動員数 (推進協議会事務局職員含む)	6月15日(木) 【会合前日】	6月16日(金) 【会合1日目】	6月17日(土) 【会合2日目】	6月18日(日) 【会合3日目】	計 (延べ)
県	35	80	79	85	279
志摩市		22	11	11	44
計	35	102	90	96	323

【県秘書課、広聴広報課職員除く】

3 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会予算

1 収入の部

(単位：千円)

科目	当初予算(令和4年度)	補正予算(令和5年度)	予算現額	適用
負担金	20,668	23,369	44,037	県負担金
	20,667	23,369	44,036	志摩市負担金
合計	41,335	46,738	88,073	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算(令和4年度)	補正予算(令和5年度)	予算現額	適用
事業費	37,861	35,756	73,617	開催支援 開催気運の醸成 三重の魅力発信
事務局費	3,474	10,982	14,456	事務局運営費 会議開催費
合計	41,335	46,738	88,073	

4 三重県G7交通大臣会合推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2023年に本県において開催される主要国首脳会議(サミット)の交通大臣会合(以下「G7交通大臣会合」という。)の円滑な実施を図るため、三重県G7交通大臣会合推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) G7交通大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) その他G7交通大臣会合の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 副本部長は、雇用経済部長をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長、本部長代理及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長代理は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表2に定める順序によりその職務を代理する。
- 3 副本部長は、会議の運営を所管し、本部員とともに第2条に規定する所掌事項について取り組む。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部次長兼G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
- (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、G7交通大臣会合の推進体制を確立するため、委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチームにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表1 (第3条関係)

総務部長
デジタル推進局長
政策企画部長
東京事務所長
地域連携・交通部長
スポーツ推進局長
南部地域振興局長
防災対策部長
医療保健部長
医療保健部理事
子ども・福祉部長
環境生活部長
環境共生局長
農林水産部長
観光部長
県土整備部長
県土整備部理事
会計管理者兼出納局長
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長

別表2 (第4条関係)

1 副知事	廣田 恵子
2 副知事	服部 浩
3 危機管理統括監	野呂 幸利

別表3 (第6条関係)

総務部総務課長
政策企画部政策企画総務課長
地域連携・交通部地域連携・交通総務課長
地域連携・交通部交通政策課長
防災対策部防災対策総務課長
医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長
農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長
観光部観光総務課長
県土整備部建設企画監
出納局副局長兼出納総務課長
企業庁企業総務課長
病院事業庁県立病院課長
教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警備第二課長
雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム担当課長

Ⅲ 開催決定後の主な取組

月 日	内 容	実施主体		
		国	県・協議会	その他団体等
2022(令和4)年				
9月20日	三重県G7交通大臣会合推進本部 令和4年度第1回本部員会議開催		○	
10月 3日	三重県G7交通大臣会合推進本部の看板披露・掲出		○	
10月 3日	G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監及びG7交通大臣会合推進プロジェクトチームの設置		○	
10月10日	斉藤国土交通大臣現地視察(志摩観光ホテル等)	○		
10月20日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 設立総会開催 同 推進協議会 第1回総会開催 同 推進協議会 第1回役員会開催		○	
11月 1日	G7交通大臣会合の開催日程を2023年6月16日～18日の3日間、名称を「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」とすることが決定	○		
11月 1日	推進協議会事務局体制拡充(企業等から職員派遣)		○	
11月 7日	全国知事会議・閣僚懇談会	○		
11月10日	三重県G7交通大臣会合推進本部 令和4年度第1回幹事会開催		○	
11月21日	推進協議会事務局体制拡充(企業から職員派遣)		○	
12月27日	第1回G7交通大臣会合伊勢志摩地域連絡調整会議開催		○	
2023(令和5)年				
1月17日	G7司法大臣会合(東京都)追加開催決定	○		
1月19日	推進協議会公式 SNS アカウントの開設		○	
1月20日 ～22日	PR ブース出展(イオンモール津南)		○	
1月23日 ～24日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する説明会【県内全市町向け】開催		○	
1月30日	在名古屋カナダ領事館訪問(エクスカーション提案)		○	
1月31日	在名古屋米国領事館訪問(エクスカーション提案)		○	
1月31日	出前授業【第1弾】開始(志摩市内の小・中学校)		○	
2月 5日	PR ブース出展(近鉄四日市駅)		○	
2月 6日	大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館訪問(エクスカーション提案)		○	
2月10日	2023年G7交通大臣会合・都市大臣会合のロゴマークが決定	○		
2月10日	在日米国大使館訪問(エクスカーション提案)		○	
2月12日	在京都フランス総領事現地視察(志摩市内)		○	
2月14日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に向けたテロ対策総合アクト(津市モーターボート競走場(ボートレース津))			○
2月17日	在日カナダ大使館訪問(エクスカーション提案)		○	
2月22日	カウントダウンボードの設置(三重県庁)		○	
2月23日 ～26日	PR ブース出展(近鉄百貨店 四日市店)		○	
2月26日	PR ブース出展(道の駅 伊勢志摩)		○	
2月28日	駐日海外メディア・外国大使館関係者対象イベント開催(三重テラス)		○	
3月 3日	在大阪イタリア総領事館訪問(エクスカーション提案)		○	
3月 8日	【開催100日前記念事業】共通デザインが決定、応援事業の募集		○	
3月 9日	駐日欧州連合代表部訪問(エクスカーション提案)		○	
3月11日 ～12日	PR ブース出展(JR大阪駅 時空の広場)		○	
3月12日	G7各国大使館向け歓迎レセプション		○	
3月13日	国土交通省主催G7各国大使館向け現地説明会	○		

月 日	内 容	実施主体		
		国	県・協議会	その他団体等
3月14日	大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館現地視察		○	
3月19日	PR ブース出展 (道の駅 紀伊長島マンボウ)		○	
3月22日	国土交通省への提案書提出 (知事、志摩市長)		○	
3月28日	訪日外国人おもてなし向上研修開催 (生活衛生関係営業事業者対象)		○	
3月30日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 第2回役員会開催		○	
3月31日 ~4月2日	PR ブース出展 (VISON)		○	
4月5日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会 第2回総会開催		○	
4月8日 ~9日	PR ブース出展 (イオンレイクタウン mori)		○	
4月11日	クリーンアップ運動 (鳥羽市①)		○	○
4月11日 ~12日	国土交通省・委託事業者の現地確認 (志摩市内)	○	○	
4月12日	三重県G7交通大臣会合推進本部 令和5年度第1回幹事会開催		○	
4月14日	第2回G7交通大臣会合伊勢志摩地域連絡調整会議開催		○	
4月14日 ~16日	PR ブース出展 (イオンモール津南)		○	
4月15日	PR ブース出展 (伊坂ダム)		○	
4月15日 ~16日	PR ブース出展 (愛・地球博記念公園 (モリコロパーク) 大芝生広場)		○	
4月17日	テロ対策訓練、サイバー攻撃共同対処訓練 (近鉄賢島駅、志摩市役所)			○
4月17日	一見知事現地視察 (宝生苑、志摩観光ホテルほか)		○	
4月19日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の会場が決定 (知事定例会見にて報告)	○		
4月19日	三重県G7交通大臣会合推進本部 令和5年度第1回本部員会議開催		○	
4月21日	住民説明会開催 (志摩市阿児アリーナ)		○	○
4月27日	6月にG7サミットが予定されている中でのゴールデンウィーク前のソフトターゲット対策にかかる官民連携訓練 (賢島港)			○
4月28日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催に係る取材事前登録開始 (国土交通省)	○		
4月28日	クリーンアップ運動 (南伊勢町)		○	○
4月29日 ~6月28日	伊勢志摩サミット記念館「サミエール」企画展示		○	
5月9日	クリーンアップ運動 (鳥羽市②)		○	○
5月9日	PR ブース出展 (鳥羽水族館)		○	
5月10日	出前授業【第2弾】開始 (県内全小・中学校、高等学校、特別支援学校対象)		○	
5月10日	ウェルカムフラワー運動 (伊勢市)		○	○
5月11日	NBC 災害対応訓練 (志摩市阿児アリーナ)			○
5月17日	ウェルカムフラワー運動開始 (南伊勢町)		○	○
5月18日	県議会・執行部説明会 (会合概要、顧問就任依頼)		○	
5月18日	ウェルカムフラワー運動 (鳥羽市)		○	○
5月19日 ~21日	PR ブース出展 (イオン伊勢店)		○	
5月19日 ~6月8日	ウェルカムフラワー運動 (志摩市)		○	○
5月20日	クリーンアップ運動 (伊勢市)		○	○
5月20日	第1回外国語案内ボランティア研修① (三重県教育文化会館)		○	

月 日	内 容	実施主体		
		国	県・協議会	その他団体等
5月21日	第1回外国語案内ボランティア研修②(三重県教育文化会館)		○	
5月23日 ~30日	クリーンアップ運動(志摩市)		○	○
5月24日 ~6月18日	県立図書館連携展示 企画展示「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」		○	
5月27日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催直前イベント ~考えてみよう交通の未来~開催		○	
5月30日	出前授業「記者のしごと体験」実施(志摩市立神明小学校)		○	
5月31日	サイバー攻撃共同対処訓練(志摩観光ホテル)			○
6月 1日 ~18日	県立図書館連携展示 時勢の展示「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」		○	
6月 2日 ~ 4日	PRブース出展(近鉄大阪上本町駅)		○	
6月 3日	第2回外国語案内ボランティア研修 (三重県教育文化会館、近鉄観光特急しまかぜ、賢島宝生苑)		○	
6月 5日 ~ 6日	駐日海外メディア向け三重県プレスツアー開催		○	
6月 7日	三重県職員動員者向け業務説明会(三重県庁講堂)		○	
6月 8日	国土交通省記者ブリーフィング(東京都内)	○		
6月 9日	国土交通省記者ブリーフィング(三重県庁) 三重県の取組 記者説明会開催(三重県庁)	○	○	
6月10日	第3回外国語案内ボランティア研修(ミキモト真珠島)		○	
6月12日	アメリカ先遣隊による小学校訪問(志摩市立磯部小学校)		○	○
6月13日	クリーンアップ運動(鳥羽市③)		○	○
6月16日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合 (1日目:国・地元共催歓迎レセプションほか)	○	○	
6月17日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合 (2日目:エクスカーションほか)	○	○	
6月18日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合 (3日目:三重県展示ブース視察ほか)	○	○	
6月21日	在京都フランス総領事による出前講座「びっくりフランス」実施 (志摩市立大王中学校)		○	
8月29日 ~9月28日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合企画展示 (伊勢志摩サミット記念館「サミエール」)		○	
10月25日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合事業実施報告会		○	
10月31日 ~11月 5日	「G7交通大臣会合パネル展&再現!英虞湾サンセットクルーズ」開催 (「再現!英虞湾サンセットクルーズ」は、11月3日のみ開催)		○	
11月13日 ~17日	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念パネル展示 (三重県庁県民ホール)		○	

IV 交通大臣宣言

(仮訳)

G 7 交通大臣宣言

[前文]

1. 我々、G 7 交通大臣は、2023年6月16日から18日にかけて、三重県伊勢志摩において会合を開催し、交通部門における共通課題への取組みと共同の対応について検討・議論を行った。その際、アクセス可能で持続可能な、強靱で、効率的かつ公平な交通システムとサプライチェーンの重要性を再確認し、また、新しく革新的な取組み及び一層の協働が、これらの目標の実現に不可欠な要素であることを認識した。我々は、これら全てのトピックを包括して、あらゆる交通手段において安全を確保することが極めて重要な目標であることを改めて強調した。
2. 交通システムとサプライチェーンにおけるインフラは、持続可能な経済成長や繁栄、雇用を支える基礎であり、経済的機会と必要不可欠なサービスへのアクセスを提供し社会的福祉に資するものである。また、移動性を向上させ、人、文化及びアイデアを結びつけるものである。
3. しかし、近年、世界中での新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシアによるウクライナ侵略のような外的ショックや、高齢化や気候変動のような社会経済情勢の変化によって、交通システムとそれに依存するサプライチェーンは乱されており、交通のもたらす潜在的便益が損なわれてきている。
4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による混乱からの回復は進展している一方、ロシアによるウクライナ侵略は人的被害をもたらし続けており、国際的な連結性や、世界の交通、サプライチェーン、食料安全保障、そしてそれらに依存する人々の命と生活に対して深刻な課題を突き付けている。世界の交通システムとサプライチェーンが再び完全に機能するようになるのは、平和が実現された時のみである。我々G 7 交通大臣は、ウクライナとの連帯と支援を表明し、ロシアによる不当でいられない侵略を可能な限り最も強い言葉で非難する。
5. 我々は、世界のいかなる場所においても、力又は威圧により、平穩に確立された領土の状況を変更しようとする一方的な試みに強く反対する。我々は、自由で開かれたインド太平洋を支持する決意を表明したG 7 広島首脳コミュニケを想起する。
6. 地方に暮らす人々、高齢者、障がい者、低所得世帯、先住民族、最も脆弱な立場にある人々、その他不利な立場に置かれた人々が直面している交通への障壁は、あらゆる人が多様な交通手段へのアクセス可能性を獲得することと、それらを手頃な価格で手に入れることへの大きな障害となっている。我々は、経済と国家の強化のためには、ジェンダーの公平性と平等性が不可欠であると考え。これを達成するためには、あらゆる多様な女性が、安全で手頃な価格の交通にアクセスできるようにすることや、研修や就業の機会への道筋を立てること、この分野において女性が包含され留まることを支援すること、指導的立場を含めて交通業に従事し昇進することを支援することが重要である。我々は、女性と少女に不均衡に影響を与える、人身売買のための交通システムの不当な使用について、人々の意識を高めるように努める。

7. また、人為的な気候変動が加速化し、各国の交通インフラに深刻なリスクをもたらしていることや、2050年までにネット・ゼロとなるように道筋をたてて交通部門からの排出量を削減し、気候変動の影響から交通部門を守るために緊急対策を講じる必要があることを認識する。
8. 我々は、交通利用者の保護に十分に配慮しつつ、交通システムとサプライチェーンがこれらの課題を克服できるように、可能な限り迅速にアクセス可能性、持続可能性、強靱性、手頃な価格、利用可能性、安全性の向上に取り組む必要があることを認識する。我々の取り組みを後押しし、促進するためには、イノベーションのさらなる活用が必要不可欠な要素であると考え。革新的な交通及びサプライチェーン政策を推進し、各国政府から適切な支援を受けながら、官民の協働パートナーシップを強化し、デジタル技術を含む諸技術を実装することを決意する。さらに、グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) のようなイニシアティブを通じ、G7内及び世界において、アクセス可能で質が高く、持続可能かつ強靱性のあるインフラを提供し、また、これらの新たな投資の需要に対応できる十分な訓練を受けた働き手を確保するための労働力開発を支援することが、一連の課題への対応に役立つことも認識する。我々は、これを通じて持続可能かつ包摂的な経済成長を促進する道を開く。

[ウクライナのための連帯と協調]

9. 我々は、黒海におけるウクライナの事業者の航行の自由を損なうロシアのいかなる行為も強く非難するとともに、世界のサプライチェーンが強靱であり続け、ウクライナに対するロシアの侵略に動じないようにするため、国際協調の重要性を認識する。この国際協調には、ウクライナによる必要な物資の輸出入を可能とする EU-ウクライナ連帯レーン、ウクライナによる食糧や肥料等の農産物の輸出を可能にする黒海穀物イニシアティブ、さらに、中央回廊や PGII を通じて支援される中央カスピ海横断ネットワーク等の、ロシアを回避してアジアとヨーロッパを結ぶ持続可能な代替輸送手段が含まれる。
10. 我々は、ロシアによるウクライナ侵略が交通インフラに重大な損害をもたらし、国際的な連結性と世界のサプライチェーンに大きな混乱を引き起こした結果、交通システムに関わる物資と部品に影響を及ぼしたことを認識する。従って我々G7交通大臣は、ウクライナ復興ドナー調整プラットフォームと緊密に連携し、ウクライナ国内における持続可能な交通インフラの回復を支援し、欧州横断輸送ネットワークに沿って、国境を超える強靱なサプライチェーンを構築するために国境を越えた連結性を強める意志を再確認する。我々は、サプライチェーンのリスクに関して情報を共有し、サプライチェーンの強靱性強化のための緩和策や緊急措置を実施する際には相互に支援することに、引き続き尽力する。ロシアによるウクライナ侵略に端を発した世界のサプライチェーンの混乱は、我々に世界のサプライチェーンの強靱性の重要性を改めて認識させた。このため、我々は、交通の強靱性を強化するためのベストプラクティスを共有し、相互協力の分野を検討するために、交通サプライチェーンに関するG7ワーキンググループの設立を検討する。
11. 我々は、船舶輸送の不正行為、特に衛星トランスポンダーを止め、又はその他の特定困難な手法（すなわち、位置改ざん、航路逸脱など）を利用する原油タンカーを使った、外洋での原油瀝取りの増加に加え、実績のない保険会社への依存や、維持管理の基準を満たさない老齢船舶の利用の増加により、環境及び財務上のリスクがもたらされていることを認識する。それらの行為は衝突及び石油

流出による汚染のリスクを高め、世界の海洋規制制度の健全性を脅かす。

12. 我々G7交通大臣は、船舶所有権、旗国、保険手配に関してより高い透明性を求めることを含め、これらのリスクに取り組む必要性への認識を高めようとする国際海事機関（IMO）の取り組みを支持する。我々は、海運不正行為を行なう船舶の旗国及びサービス提供者に対し、瀬取りを法的に禁止又は規制する対策を旗国の船舶、船舶所有者及び運航者が遵守すること、当該船舶がIMO条約における安全に関して求められる事項の精神を遵守し、安全な船舶輸送の基準を運用して油汚染のリスクを最小限に抑えることを要請する。

[アクセス可能で公平な交通]

13. 高齢者や障がい者など、移動に困難を抱える人々に対し、アクセス可能な交通の提供を増やすことの重要性と経済的・社会的価値を我々は認識する。この認識に照らし、G7各国が設定する目標とユニバーサルデザイン概念に基づき、交通部門における安全かつバリアフリーなアクセスを促進し、実施することの重要性を確認する。
14. 建築環境や車両のバリアフリー化は重要である一方、バリアフリーの概念には、高齢者、障がい者など、さまざまな人々にとって交通機関を利用しにくくする、態度、情報、コミュニケーションその他の目に見えない障壁といった無形の視点も含まれることを、我々は確認する。また、障がい者でない人は、自分たちが作り出している障壁に気付かない傾向があることを、積極的に認識することが重要であると確認する。そのため、全ての人々が相互理解を促進することは、バリアフリーへの対応につながるものである。我々は、政策、課題、ベストプラクティスに関する情報の共有を通じて、無形の視点への対応を含め、バリアフリーな交通を推進する。そのため、G7各国で構成する実務者会合の開催を決定する。
15. 安全な交通の利用可能性の欠如から生じる障壁、特に配慮がされていない人々、不利な立場にある人々、最も弱い立場にある人々に対する障壁を我々は認識する。その認識に基づき、あらゆる集団の交通利用者のニーズを考慮に入れ、手頃、公正かつ公平な交通サービスの利用可能性の促進を継続する重要性を確認する。
16. 利用可能なあらゆる選択肢を活用することにより、より効率的、持続可能、手頃、公平、利用可能かつ便利な移動方法を提供する重要性を認識する。その方法として、技術的進歩、新しいモビリティサービス及びアクセス可能性に配慮しつつ設計・開発され、自動化され接続された道路交通の提供、また様々な関係者と連携・協働した持続可能な都市政策の実施があるが、その目的は、全ての地域、特に人口が減少する地方を含む、経済活動中心地の外側にある地域の人々に対し、シームレスなドア・アクセスを向上させることにある。その認識に基づき、我々は、解決策を共有し、ベストプラクティスを促すために、G7各国における政策と方策に関する報告書をまとめることを決定する。
17. 交通部門におけるイノベーションは、新しく安全で、便利であり、利用可能で手頃な交通サービスを提供する機会となり、そのような交通サービスは、特に高齢者、LGBTQIA+の人々、女性、低所得世帯、障がい者、地方で生活する人々を含むがこれらに限定されない周縁化または脆弱な集団に

対し、経済的機会の拡大を可能にする。イノベーションを通じて交通の利用可能性を確保するために、G7各国の間で政策の状態、課題、機会及びベストプラクティスに関する情報共有を継続する。

[持続可能な交通]

総論

18. 交通部門は、世界におけるエネルギー関連 CO₂ 排出量の約 1/4 を占めており、世界の人口増加、移動とジャストインタイム物流に対する需要の増加により、このままでは排出量が増加し続けることが見込まれるという認識を我々は共有する。世界の平均気温の上昇を 1.5℃ に抑える目標を達成するためには、経済界の関係者と連携し、持続可能な行動の促進やクリーンテクノロジーの導入を通じて、交通部門を含む全ての部門からの温室効果ガス（GHG）排出量を迅速かつ大幅に削減する必要がある。
19. 全ての交通手段からの GHG 排出量を削減することの重要性を認識するとともに、交通手段の最適化によって人とモノの移動に最適な方法を決定することの重要性も認識する。
20. クリーンテクノロジーを推進するより強靱かつ効率的なサプライチェーンを構築する一方で、アクセス可能、持続可能で、環境にやさしい将来を支えるため、また、低負荷な環境フットプリントであるような移動解決策を促進するために、イノベーションが交通部門の脱炭素化において果たすべき中心的役割を認識する。これに関連して、我々の交通システム及びサプライチェーンの性能向上に関して連携を強化する機会を探ることに力を注ぐ。その機会には、リスク回避と多様性の機会が含まれ、手段としては特に、イノベーションにおけるベストプラクティスを G7 各国の間で共有し、デジタル解決策を含むベストプラクティスの実践を促進することがある。また、ネット・ゼロへの移行は成果に基づき、テクノロジー・ニュートラルであることが重要であると我々は認識する。
21. インフラ及び交通サービスも気候変動に適応し、強度と頻度を増す異常気象に対して強靱なものにしなければならないことを我々は認識する。気候変動への適応に関し、気候変動がアクセス可能な交通インフラとサービスに及ぼす影響の推定、適応行動の評価（経済的観点からの評価を含む）・優先順位付けの両方において、国際協調とベストプラクティスの共有が重要であることを確認する。不適応を回避し、自然を活用した解決策を重視することにより、気候変動の緩和と適応との間に相乗効果をもたらすことの重要性を確認する。
22. GHG 排出削減に加え、持続可能な交通との関連において別の大きな課題、たとえば土地利用の縮小、大気質の改善、騒音公害の削減、生物多様性への影響の対応といった課題に直面していることを認識する。

航空交通

23. 国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（CORSIA）が、国際航空分野における脱炭素化のための唯一国際的な市場原理に基づく方法であることを認識し、CORSIA 実施に関する G7 各国のコミットメントを再確認する。G7 各国は、全ての実施手段を以て CORSIA の野心的な環境対策を実施、推し進めることが、交通部門におけるイノベーションに拍車をかけ、国際航空における脱炭素化へと進む重要な要素となることを強く確信する。

24. 他の交通部門に先んじて第 41 回国際民間航空機関（ICAO）総会において採択された、パリ協定の気温目標を支持する、2050 年までに国際航空からのネット・ゼロ排出を目指す野心的な長期目標（LTAG）を歓迎する。LTAG 採択は歴史的成果であることを認め、G 7 各国が締約国である、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（UNFCCC-COP26）における国際航空気候野心宣言が、LTAG 採択の基礎構築において果たした役割を認識し、世界的な LTAG 実施の促進に尽力する。
25. ゼロ炭素排出と低炭素排出技術に関する研究、開発、利用及び航空政策に関する協働の重要性を認識し、開発途上国を含む G 7 以外の国の脱炭素化を促進するための能力構築と支援を提供する。石油由来のジェット燃料と比較して、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の過半数を削減し、ICAO が採択した厳密な持続可能性基準を満たす、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進のために協働する。2050 年までの CO₂ 排出ゼロを達成する手段として、管制分野を含めた航空機運航の効率性向上、機材や装備品への新技術導入に努め、また、空港運営を含む、航空部門全体の脱炭素化にも注力する。
26. さらに、ICAO の航空及び代替燃料に関する第 3 回会合（CAAF/3）における、気候目標と一致する SAF に関する野心的な世界的枠組みの採択を支持する。

海上交通

27. 我々は、遅くとも 2050 年までに国際海運からの GHG 排出をライフサイクル全体でゼロにすることを達成するための世界的な取組を強化することにコミットすることを再確認する。産業革命以前の水準に比べて気温上昇を摂氏 1.5℃に抑えるための取組に沿って、国際海事機関（IMO）の第 80 回海洋環境保護委員会（MEPC80）における GHG 削減戦略の改定において、我々はこの目標を支持することにコミットするとともに、2030 年及び 2040 年の野心的かつ実現可能な中間目標の導入を支持することにコミットする。
28. 我々は、これらの GHG 削減目標を達成するため、ゼロエミッション船及び関連インフラの開発並びにエネルギーサプライチェーンの構築等のイノベーションを促進する重要性を認識する。我々は、誰一人取り残さない公正かつ衡平な移行の重要性を認識しつつ、これらの目標を達成するため、GHG 排出量の適時な削減のための規制的なシグナル及び初期段階におけるゼロエミッション船の導入等の海運の変革を加速するファーストムーバーのためのインセンティブを含む中期対策を 2025 年までに策定及び採択することに取り組むことにコミットする。
29. 我々は、ゼロ及びニアゼロエミッション船の安全性を確保する必要性を認識し、新しい技術及び燃料を活用する船舶の安全要件並びにこれらの船舶を運航する船員の訓練及び能力要件の策定に向けた、関連する委員会による IMO の取組を促進することにコミットする。また、我々は、ゼロ及びニアゼロエミッション燃料のバンカリングに関する知見及び経験を関係者との間で共有する必要性を認識する。
30. 我々は、グリーン海運回廊がゼロ及びニアゼロエミッション燃料・技術の開発、試験及び使用並びに海運・港湾部門のインフラ投資を加速させることに役立つことを認識する。その他の多国間協力の一環として、我々は、2020 年代半ばまでに、G 7 加盟国が関与する少なくとも 14 のグリーン海

運回廊の設立を支援することを約束する。また、我々は、ゼロ及びニアゼロエミッション船・燃料の導入並びに脱炭素化した港湾の整備を通じて、GHG 排出の削減を促進するため、世界中のグリーン海運回廊の設立を支援することを約束する。

31. さらに、我々は、グリーン海運回廊の設立において、港湾の脱炭素化の重要性を認識する。我々は、ゼロ及びニアゼロエミッション燃料のバンカリングやゼロ及びニアゼロエミッションの荷役機械、船舶と港湾との間での情報交換プロセスのデジタル化や陸上電源供給等の共通かつ具体的な取組が、グリーン海運回廊の設立に貢献すると認識する。我々は港湾の脱炭素化に向けて協働する際に港湾や他の関係者の取組を支持することを約束する。

陸上交通

32. 我々は、2030年までに高度に脱炭素化された道路部門を実現することを約束する。我々は、G7 広島サミットの首脳コミュニケ及び以下の声明を含む 2023 年の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケを歓迎する。“世界全体での保有車両が新車販売の 15 倍超であることに留意し、世界全体の保有車両からの迅速かつ相当な温室効果ガス排出削減が極めて重要であることを認識する。我々は、この目標のために G7 及び G7 以外のメンバーが採る多様な道筋を認識する。我々は、2050 年までに道路部門でネット・ゼロ排出を達成する目標にコミットし、今後 10 年間にわたって、排出ゼロ交通を支えるインフラや車両、例えば排出ゼロ車両や関連するインフラ、持続可能なカーボンニュートラル燃料などを支えるインフラや保有車両に移行することが不可欠であることを強調する。我々は、この移行を達成するために多様な道筋を追求しているが、各国は、保有車両を脱炭素化する取組が気温上昇を 1.5℃に抑えることを射程に入れ続けるために必要な軌跡に沿っていること及び環境及び気候十全性と整合的であることを確保するために政策や投資を追求することにコミットする。この文脈で、2035 年までまたは 2035 年以降に小型車の新車販売の 100%もしくは大宗を排出ゼロ車両にすることや 2035 年までに乗用車の新車販売の 100%を電動車とすること、関連するインフラ及び持続可能なバイオ燃料や合成燃料を含む持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進することを目的とする国内政策を含め、我々のそれぞれが保有車両を脱炭素化するために採る様々な行動を強調する。我々は、これらの政策が、2030 年までにグローバルに販売されるゼロ排出の小型車のシェアが 50%以上へ進展していくことを含め、2030 年までに高度に脱炭素化された道路部門への貢献をもたらすという機会に留意する。2000 年以降の全体的な政策を通じて効果的に削減した排出に関する IEA の ETP2023 の調査結果に留意し、ネット・ゼロ達成への中間点として 2035 年までに G7 の保有車両からの CO2 排出を少なくとも 2000 年比で共同で 50%削減する可能性に留意し、我々の取組及び、ZEV や充電インフラ、持続可能なカーボンニュートラル燃料の普及だけでなく保有車両からの排出削減の進捗を年単位で追跡することに留意する。”
33. 高度に脱炭素化された道路部門を目指すにあたっては、原材料の採取、車両の製造、使用、廃棄・リサイクルといったライフサイクル全体での GHG 排出量の評価が重要であることを認識する。
34. 国連欧州経済委員会 (UNECE) の自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) における、電動車の安全性やバッテリーの耐久性、水素燃料電池自動車の安全性、自動車のライフサイクルにおける GHG 排出評価といった道路分野における自動運転・コネクテッドカー、大気汚染、脱炭素技術に対する国際的に調和した技術基準、標準、ガイドラインの開発によって、イノベーションの国際的な

普及促進に重要な役割を果たしていることを認識し、我々は、安全で透明性が高く、科学的根拠に基づいた技術基準、標準、ガイドラインを推進するために、WP.29 での取り組みを継続・強化することを意図する。

35. 我々は鉄道が環境にやさしい交通手段であることを認識する。直接的排出をもたらさず、エネルギー効率の高い鉄道技術の採用と、交通システムの環境パフォーマンス向上に寄与する鉄道の相互運用性と効率の向上を含めた、性能の高い鉄道システムの発展とを推進することの重要性を認識する。また、さらなる環境への負荷の低減及び鉄道の利用の増加を目標において、G7 各国の間で情報、ベストプラクティス、規制手段を共有するために協働する重要性を認識する。
36. 海上、鉄道及び公共交通、モビリティ・シェア、徒歩、自転車を含む、一層エネルギー効率の高い交通手段への移行が、交通部門全体に渡って GHG 排出量と大気汚染の削減に資する役割を認識する。

【結語】

37. 我々 G7 交通大臣会合は、ICAO、IMO、UNECE の WP.29、国際交通フォーラム、また、UNFCCC-COP28 のような関連する国際的パートナー及び機関との間において、協働継続に尽力することを再確認する。我々は、2024 年に交通大臣会合を招集するという次回 G7 議長国イタリアの意向を温かく歓迎する。

V 経済効果

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に係る経済効果を推計したところ、約98億3,228万円となりました。

1 経済波及効果……………約8億6,823万円

県政策企画部統計課により、国・三重県・志摩市の関連事業費に基づく経済波及効果を推計しました。

2 パブリシティ効果……約89億6,405万円

委託事業者により、各媒体の掲載件数を広告料金に換算して推計しました。

なお、SNSは、県内観光客の平均利用総額を基に推計しています。

媒体	調査期間	件数	広告換算金額
① テレビ	2022(令和4)年9月16日～ 2023(令和5)年7月16日	242件	約 3億5,534万円
② 新聞		472件	約 2億 498万円
③ WEB		3,842件	約83億5,332万円
④ SNS	2023(令和5)年1月19日～7月16日	—	約5,041万円
合 計			約89億6,405万円

※調査対象…①及び②は、東海圏。③及び④は、全国（海外を含む）。

④は、協議会公式SNS運用による効果のみを算出。

略称・語句説明

略称	正式名称
会合、交通大臣会合	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合
推進協議会	G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会

語句	説明
G7サミット (主要国首脳会議)	フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）の7カ国及びEU（欧州連合）の首脳が参加して毎年開催される国際会議のこと
G7交通大臣会合	G7各国の交通担当大臣及びEUの交通担当委員が一堂に会し、今後の交通、ひいては社会全体を左右する重要なテーマを取り上げ、大きな方向性を議論するもの
エクスカージョン	従来の見学会や説明を受けるタイプの視察とは異なり、訪れた場所で案内人の解説に耳を傾けながら参加者も意見を交わし、地域の自然や歴史、文化など、さまざまな学術的内容で専門家の解説を聞くと共に、参加者も現地での体験や議論を行い社会資本に対する理解を深めていく「体験型の見学会」のこと（引用：国土交通省中部地方整備局HPより）
コンGRESバッグ	会議に関するプログラムや資料などを入れたバッグのことで、会議の参加者などへ配布される
パーソナルモビリティ	パーソナルモビリティ（超小型モビリティ）とは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1～2人乗り程度の車両のことをいう（引用：国土交通省HPより）
MICE（マイス）	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称（引用：国土交通省観光庁HPより）
インバウンド	本書では、「外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行」という意味で使用する

2023 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合 記録誌

2023(令和5)年 12月 発行

編集・発行：G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会

※本書掲載の記事・写真・図版等の無断転載・複製を禁じます。



Transport Ministers' Meeting
in Ise-Shima, Mie